

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 19 日現在

機関番号：14701

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2011～2013

課題番号：23653023

研究課題名(和文) コンテンツ・ファンド活性化に向けての横断的な法整備に関する比較法的研究

研究課題名(英文) Comparison method study on development of laws for revitalization of the Contents Fund

研究代表者

長阪 守 (NAGASAKA, Mamoru)

和歌山大学・経済学部・准教授

研究者番号：30379606

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円、(間接経費) 570,000円

研究成果の概要(和文)：コンテンツ産業の育成・振興は、日本の今後の成長戦略の柱とするべきである。コンテンツ産業の育成・振興において最も重要な点として、1)資金、2)制作、3)権利の保護、の3点を挙げることができる。本研究は、1)の資金に焦点を絞った研究である。コンテンツは、一般の金融商品や信託商品と異なり、従来の開示規制が必ずしも当てはまるわけではない。本研究では、コンテンツ・ファンドという視点から、開示規制と業規制に限定して、現状の問題点を指摘することができた。これをきっかけに多様なコンテンツに対しての安定的な資金供給が始まることを期待している。

研究成果の概要(英文)：The development and promotion of the content industry, it should be the pillar of the growth strategy for the future of Japan. It may be most importantly, include three points of 1) fund raising, 2) contents production, 3) protection of rights in the development and promotion of the content industry. This study is the study that focused on fund raising of the content, unlike the trust products and financial instruments of the general, disclosure regulation of conventional Not necessarily true. In this study, it was possible from the perspective of content fund, to be limited to business regulation and disclosure regulations, and to point out the problems of the current situation. I expect that the stable fundings starts for a wide variety of content by this study.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学 民事法学

キーワード：ファンド コンテンツ 投資信託

## 1. 研究開始当初の背景

そもそも、日本国内においては、法政策的な視点から金融法や信託法を研究している者の数が、諸外国と比べても、極めて少ないのが現状である。金融法関連を総合的に解説した書籍は、他の実定法(民法や会社法など)に比べて少なく、信託法については、国際的に極めて重要な法律であるにも関わらず、1922年(大正12年)から80年間もの間、一度も改正すらされていなかったという過去もある。

実際、金融商品取引法の関連領域では、学術的な研究として、IPO規制やインサイダー規制に関する論文などがある程度は存在するが、信託法、信託業法については、例えば、新井誠(監修)の『コメンタール信託法』(ぎょうせい)や小出卓哉『逐条解説 信託業法』(清文社)などの解説本を除くと、個別の問題領域を扱う学術論文というものが非常に少ない状態であると言える。結果的に、個々の実態に沿ったビジネス本に近いものが、日本における本応募課題の関連領域の主要な著作ということになる。その中でも、一定の信頼できる成果として、例えば、松田政行『図解コンテンツファイナンス-著作権信託で資金調達が変わる-』(日刊工業新聞社)、米倉誠一郎ほか『一橋ビジネスレビュー「日本のコンテンツビジネス」』(東洋経済新報社)、あずさ監査法人編『コンテンツビジネスの会計』(税務経理協会)、新井誠編『信託ビジネスのニュートレンド』(経済産業調査会)、八代英輝『コンテンツビジネス・マネジメント』(東洋経済新報社)などがあり、いずれも現状の理解として有効である。一方、米国では、スキームや情報開示規制の多様性の下で、判例や関連する論文は多岐にわたる。

応募者の専門は、会社法、金融商品取引法であり、関連する領域において成果発表を行ってきた(代表的な著作として、小林敏男・吉本健一他『ガバナンス経営』(PHP出版))

末永敏和・中村美紀子・長阪守『会社法テキストブック』(中央経済社)など)。また、一貫して、日米の資金調達に関連する法規制の比較法的研究に取り組んできており、米国の投資規制の実態について、極めて高い知見を得たと自負している。その中で、近年、コンテンツに関連する資金調達スキームおよびその法制が米国を中心に急速に整備されているのに対して、日本における投資家保護のルール、業規制が非常に遅れていることを実感し、本問題に取り組むことが応募者の社会的使命であると考えに至った。

## 2. 研究の目的

現代の日本において、最も国益に資するものとして、国内におけるコンテンツの育成や保護が挙げられる。

経済産業省の「21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト」においても、「知的財産・標準化戦略」と「クール・ジャパンの海外展開」が大項目として挙げられ、国家としての目標として、「コンテンツ収入の増加」が設定されている(総務省によると市場規模は約11兆円)。本研究では、上記の国家目標に最も効果的に寄与する提言をすることを目標の一つとして、国際的に大きく立ち遅れている日本の「コンテンツ投資」特に、「コンテンツ・ファンド」を活性化するための政策的な提言を行うため、米国との比較法的研究にチャレンジするものである。

## 3. 研究の方法

国内で入手できる資料を徹底的に収集し、定期的に法的視点からの問題提起を行う予定である。結果的に、社会的な実態との整合性や日本独自の問題点について、応募者の考えを検証することができると思う。

最初は、金融審議会金融分科会第一部の資料でもある「わが国における各種ビークル」&「わが国における集団投資ス

キーム（ファンド）に対する規制」などを中心に、投資信託法の各種の条文、例えば、ファンドの組成（信託であって以下の要件を満たすもの。 受託者が、一つの信託約款に基づき、複数の委託者との間に締結する信託契約により受け入れた金銭を、合同して、委託者の指図に基づかず、主として不動産その他政令で定める資産に対する投資として運用することを目的とすること（第2条第2項）

信託会社等を受託者とすること（第49条の2）)などの法規と実態との整合性、およびコンテンツ・ファンドの場合には、どのような問題が発生しうるか、などの検証作業を行う。

次に、海外出張についてであるが、23年度は、主に勉強会の成果と自身の海外資料の分析についての一定の成果を確信できる時期で、航空券の比較的入手しやすい2月を目安にニューヨーク出張を行う。ニューヨークでは、分析の確認、資料の収集等について一定の成果を期待することができる。

また、24年度については、23年度の分析の結果次第であるが、インドおよび豪州においても、コンテンツ・ファンドが非常に活発に活動しているということもあり、当該地域での調査、資料収集を実施するように手配を進める予定である。

#### 4. 研究成果

そもそも、コンテンツ産業の育成・振興は、日本の今後の成長戦略の柱とすべきである、という確信がある。観光、国内雇用、国際的な競争力維持という全ての視点で、これ以上に重要な分野というのは、極めて限られていると断言できる。

そして、コンテンツ産業の育成・振興において最も重要な点として、1)資金、2)制作、3)権利の保護、の3点を挙

げることができる。本研究は、1)の資金に焦点を絞った研究である。特に、ファンド組成という視点からの「適切な資金調達の在り方」と、関連する当事者に対して、「利益の適切な分配」を確保するための法制度を総合的に検討するものである。

この点、コンテンツは、一般の金融商品や信託商品と違う特性を持っており、従来の開示規制の考え方が必ずしも当てはまるわけではない。また、業規制についても、金融庁に信託免許取消しの処分を受けた「ジャパン・デジタル・コンテンツ（JDC）信託」の例でも明らかにように、映画などの極めてリスクの高い商品を扱う場合の規制については、適切な審査体制、法規制が整っていないことが明らかである（資金調達額は400億円であるが当初予定の配当は困難ということで、被害にあった投資家を含め、社会に与えた影響は相当に大きい）。

本研究は、「社会的に実際に必要である」という事実を重視し、コンテンツ・ファンドという視点から、関連する法規を横断的に分析していく点に大きな特徴がある。当該法規制を政策的な視点で分析するためには、一定のファイナンスの知識、会計上の知識、実務上の契約に関する理解、金融商品取引法、信託法、信託業法、商品ファンド法、近年の多様化するピープルに対する理解が必要であり、チャレンジングであることには疑いがない。研究の第一段階として、本研究期間内での成果目標を開示規制と業規制に限定したのも、このためである。残念ながら、法学の領域（特に実定法分野）においては、法解釈学に学術的な関心が偏重する傾向があるように思われる。その結果、国家、社会にとって極めて重要な領域であるにもかかわらず、政策的な視点

での法的分析が諸外国に比べて非常に弱くなっている、という問題がある。

応募者としては、近年の多様化・複雑化したビジネスあるいは投資関連領域においては、従来の法的な分野に限定せず、研究対象そのものに対しての、分野を超えた総合的な研究が必要である、ということ強調したい。本研究においては、その点について、横断的な研究を行うことができたので、その研究成果の発表を行うことが完了すれば、金融商品取引法の関連分野や信託法の関連領域について、新たな研究のアプローチを提示することができる、という研究成果が認められる。

なお、本研究の卓抜した成果として、コンテンツは、先進国社会において極めて重要な産業であり、今後の日本において安定的に発展していく可能性がある数少ない産業であるにもかかわらず、その法整備は完全に立ち遅れていることを立証していくことができることにある。

本研究をきっかけに、統一的な投資家保護のための開示規制ルールが整備され、多様なコンテンツに対しての安定的な資金供給の第一歩になることを成果として期待している。これは、日本のコンテンツ産業を更なる規模で発展させるための唯一の方法である。

現状の優良なコンテンツは、既存のメディアによって不透明な形で利用されている側面があることは否定できない。制作委員会方式や有限事業組合等のピーグルを使った方式は、結果的にリスク負担を特定の関係者に集中させ、コンテンツ事業の規模を小さくする一因となっていることを明らかとした。本研究の成果として、統一的な規制についての提言をすることで、コンテンツの制作や配給、宣伝等に係る当事者にも一定のメリットが得られることは十分に期待しうる。

本研究期間内では制限される部分はあるが、何よりもコンテンツ投資の視点からの法制度研究をスタートさせることが、本研究分野そのものを拡大化させ、日本のコンテンツ産業の保護・育成のための基本のフレームワークを作るきっかけとなることを期待している。

## 5. 主な発表論文等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

長阪 守 (NAGASAKA, Mamoru)

和歌山大学・経済学部・准教授

研究者番号：30379606